

大 個 審 第 1 2 号  
( 答 申 第 8 4 号 )  
平成 1 7 年 9 月 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

大阪府個人情報保護審議会は、平成 8 年 4 月に設置されて以来、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資するという条例の目的を旨として、条例の運用に当たり、数多くの諮問案件を審議し、また、大阪府における個人情報保護制度の在り方について建議を行ってきました。

大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。)が制定されて既に 8 年が経過し、この間、大阪府政の I T 化やインターネットの急速な普及による個人情報の漏えい等の危険性の増大など、個人情報をとりまく環境が大きく変化してきました。

また、平成 1 5 年 5 月には、いわゆる個人情報保護関係 5 法が成立し、民間部門を含めた個人情報の総合的な保護法制が一定整備されたところです。

このような状況の変化を契機として、当審議会においても、現行条例を全般的に見直すべく検討を開始し、平成 1 5 年 1 1 月 7 日から約 1 年間にわたり、1 3 回の審議を行い、平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日、条例の見直しに関する建議を発出いたしました。

建議では、条例により保護の対象となる「個人情報」の範囲について、個人情報を広く保護する観点から、また、個人情報保護法と条例において、「個人情報」の範囲に大きな差異を設けることは適当ではないと考えられることから、団体役員情報及び個人事業者情報を、条例により保護の対象となる「個人情報」に新たに含めることが適当であるとの意見を述べました。

加えて、団体役員情報及び個人事業者情報を個人情報に含めることとした結果、これらの情報をオンライン提供する場合等には、条例第 8 条第 3 項等により審議会への諮問が必要となりますが、諮問は可能な範囲で類型化して実施するなど、行政における事務執行上の支障が生じないよう、運用面における配慮が必要である旨、付言したところです。

この度、平成 1 7 年 9 月 9 日付け人権第 1 5 2 5 号をもって諮問のありました次の (1)から (4)の内容について審議したところ、諮問の内容をいずれも適当なものと認めましたので、答申します。当審議会が適当と認める個別の理由は、別添資料のとおりです。

- (1) 条例第7条第3項第6号に規定する本人収集原則の例外事項について
- (2) 条例第7条第5項に規定するセンシティブ情報の収集禁止原則の例外事項について
- (3) 条例第8条第1項第7号に規定する目的外利用・提供禁止原則の例外事項について
- (4) 条例第8条第3項に規定するオンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項について

今後、実施機関における各種事務事業の実施に際しての個人情報の取扱いに当たっては、自己情報コントロール権が実質的に保障され、公正で民主的な府政の推進が図られるよう、下記の点に配慮して運用してください。

なお、この答申は、知事以外の実施機関並びに今後新たに実施機関に加わる公安委員会、警察本部長及びその他の実施機関に対しても効力が及ぶ旨、申し添えます。

#### 記

- 1 例外的取扱いが必要として、諮問された項目に該当する事務事業については、今後、本審議会への諮問を要しませんが、項目への該当性について判断しがたいもの、項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事務事業を実施するに当たっては、審議会に報告してください。

なお、これら以外で現段階では適当とされた事項についても、科学技術の発達、個人情報の保護に対する社会の要請にも配慮しながら、常に改善しながら運用していくことが必要であると考えます。

- 2 個人情報の本人収集原則の例外事項については、できるだけ、本人の同意を得るようにするなど、今後は、この項目に該当する事務事業数を減らしていくよう心がけてください。

- 3 別添資料(3)の番号2及び3については、可能な限り、本人の同意を得るように心がけてください。

- 4 別添資料(4)の番号10について、本人の同意をオンライン提供の条件としている個人情報を提供する場合は、「正当と認める理由等」の記載のとおり、明確な本人同意を確実に得てください。

また、提供した個人情報について、本人から訂正、提供の停止の求めがあったときは、速やかに対応することとしてください。

- (1) 条例第7条第3項第6号に規定する本人収集原則の例外事項について  
答申第1号の「1 本人収集原則の例外事項（条例第7条第3項第6号）について」の表中第13番を次のように改める。

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由
13	法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、本人以外から本人に関する個人情報を収集する場合	知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。

(2) 条例第7条第5項に規定するセンシティブ情報の収集禁止原則の例外事項について

答申第1号の「センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項(条例第7条第4項)について」の表中第8番を次のように改める。

番号	項目	収集する個人情報	収集を適当と認める理由等
8	法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号(へ)の指示、その他これに類する行為をいう。)に基づき、思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報</li> <li>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</li> </ul>	知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号(へ)の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。

第20番を廃止する。

表に次のように加える。

21	府及び府が設立した地方独立行政法人の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍、外国人登録原票の登録事項に関する情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</li> </ul>	<p>府等の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍や外国人登録原票の登録事項に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。</p> <p>ただし、これらの個人情報を収集することがあることについて、今後、広く周知するとともに、貸付時等において相手方に説明し、確実にその同意を得ること。</p>
----	--	---	---

(3) 条例第8条第1項第7号に規定する目的外利用・提供禁止原則の例外事項について

答申第1号の「3 目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第8条第1項第7号）について」の表中第1番から第3番まで、第5番、第6番、第8番から第15番までを次のように改める。

番号	項目	適当と認める理由等
1	<p>栄典、表彰の選考又は委員、講師、指導者等の選任のため、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供する場合</p> <p>ただし、利用・提供は必要な範囲に限定することとし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 栄典、表彰等を行う事務において、選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障をきたしたり、又は円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 委員や講師等の人選を行う場合において、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>③ このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供することを認める必要がある。</p>
2	<p>実施機関が法令（条例を含む。以下同じ。）に基づき実施する事務に関して同一実施機関内で行う照会又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合であって、当</p>	<p>① 国等が法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 個人情報を利用し、又は提供しないと、国等は改めて本人から収集しなければならず、時間及び経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、府民の負担の軽減、行政運営の効率化の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 国等は、住民の福祉の向上を図るため、相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 国等が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p>

	<p>該個人情報を使用する目的に公益性があり、個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、いずれの場合も個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>また、当該実施機関において利用し、又は他の実施機関に提供する場合においては、個人情報取扱事務の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用し、又は提供してはならない。</p>	<p>⑤ 国等の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>⑥ ただし、条例第8条第2項の規定により、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。</p>
3	<p>広報資料の送付又は会議等の案内のために、実施機関が実施した事業の参加者の名簿等の個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供する場合</p> <p>ただし、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>	<p>① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関、当該実施機関以外の府の機関又は国等が、関連する事業や会議、催し物等の案内をし、又は刊行物等を送付することは、当該個人の利益にかなうものである。したがって、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除き、当該案内又は送付ができることとする必要がある。</p> <p>② なお、収集に当たっては、できるだけ本人の同意を得るように努力し、この項目に該当する事務事業数を減らしていくよう心がけること。</p>
5	<p>法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、本人に関する個人情報を提供する場合</p>	<p>知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。</p>

6	<p>二級・木造建築士及び二級・木造建築士事務所の開設者の処分状況を、国土交通省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村に情報提供する場合</p>	<p>① 国土交通省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村は、建築確認業務を行っており、処分（業務停止・事務所閉鎖以上）を受けた二級・木造建築士や二級・木造建築士事務所を認知していなければ、無資格者の設計等による建築確認事務を行うことになり、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3及び第23条違反を認めることになるため。</p> <p>② 国土交通省及び地方公共団体の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該情報が公開されるおそれがない。</p>
8	<p>会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
9	<p>地方自治法第100条第1項の規定に基づく地方議会の提出要求に従い、選挙人等の記録を提出する場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>

10	<p>国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問及び検査に応ずる場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく質問及び検査であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
11	<p>民事訴訟法第226条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
12	<p>刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく司法警察職員からの照会に対して回答する場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>



13	<p>地方自治法第98条第1項及び第99条第1項の規定に基づく地方議会からの検閲及び検査の請求並びに説明の要求に応ずる場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく検閲及び検査の請求並びに説明の要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
14	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答する場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
15	<p>訴訟事件、非訟事件、審査請求等行政庁に対する不服申立て事件、裁判所に申し立てられた調停事件等において、当事者である府及び府が設立した地方独立行政法人が訴訟等の資料として裁判所や審査庁等に個人情報を提供する場合</p>	<p>① 事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟等を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に十分に配慮しながら処理する必要がある。</p> <p>② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>

表に次のように加える。

16	<p>団体役員及び個人事業者に関する個人情報のうち、団体の代表である役員及び個人事業者の氏名並びに営業所の名称、所在地、電話番号及び業種等について、府民への公表等を行う場合</p> <p>ただし、その公表等に公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>団体の代表である役員及び個人事業者に関する個人情報のうち、氏名や営業所の名称、所在地等の情報は、通常、事業活動に伴い公にされるものと想定される。</p> <p>対象となる個人情報の内容、公表等をした場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、府民への公表等が必要な場合がある。</p>
----	--	--

(4) 条例第8条第3項に規定するオンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項について

答申第1号の「4 オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項(条例第8条第3項)について」に次のように加える。

番号	システムの名称	提供する個人の類型	提供する個人情報の内容(例示)	提供先	適当と認める理由等
10	実施機関ウェブサイト	① 知事その他の府職員 府が設立した地方独立行政法人の職員	氏名、所属・職名、担当業務、発言内容、写真等	インターネット使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>府政の情報をオンラインで提供することは、国内外への情報発信や情報交流の推進とともに、府民との情報の共有を通じた開かれた行政の推進に効果的である。</li> </ul>
		② 公共的団体及び府が出資等をしている団体の役員等	氏名、職業、所属・役職名等		
		③ 府の附属機関及びこれらに類するもの並びに各種協議会等の委員等	氏名、職業、所属・役職名、専門分野、発言内容等		
		④ 府民等への情報発信の必要性が高い個人事業者、団体役員等	個人事業者の氏名、営業所の名称・所在地、業務内容等 団体役員等の氏名、所属団体名、役職名等		
		⑤ 行政処分、指名停止等を受けた個人事業者、団体の代表である役員等	個人事業者の氏名、営業所の名称・所在地等 団体の代表である役員等の氏名、所属団体名等		
		⑥ 研修会、講習会、相談事業等の講師等	氏名、職業、所属・職名、専門分野、略歴、発言内容、写真等	インターネット使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>府政の情報をオンラインで提供することは、国内外への情報発信や情報交流の推進とともに、府民との情報の共有を通じた開かれた行政の推進に効果的である。</li> <li>ただし、本件提供に係る個人情報については、あらかじめ本人に対し、提供する情報を説明し、提供の目的や当該情報が府のウェブページに掲載され、インターネットを通じて広く発信されることを十分説明した上で、提供について明確な本人同意を確実に得ること。</li> <li>また、提供した個人情報について、本人から訂正、提供の停止の求めがあったときは、速やかに対応すること。</li> </ul>
		⑦ 各種の提案、投稿、コンクールへの応募者等	氏名、職業、所属、応募内容等		
		⑧ 各賞の受賞者、感謝状贈呈の対象者等	氏名、職業、所属・職名、略歴、功績等		
		⑨ スポーツ、音楽、美術、作文等の競技者、作者等	氏名、職業、生没年、生没地、略歴、作品等		
		⑩ ボランティア活動等の従事者	氏名、活動内容等		
		⑪ 人材バンク等の登録者等	氏名、職業、所属・職名、専門分野、略歴等		
		⑫ 各種行事等の参加者等	氏名、職業、所属、発言の内容、写真等		
		⑬ 広報誌への掲載その他府民等に公にすることを前提として収集する個人情報の本人等	氏名、職業、写真等		
		⑭ 歴史的人物等(公の個人情報)	氏名、職業、生没年、生没地、略歴、作品等		

